科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号: 32675

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2015

課題番号: 24530101

研究課題名(和文)会社法の視点から見た国際会計基準の導入の意義と課題

研究課題名(英文) Significance and challenges of the introduction of IFRS as seen from the point of

view of the Companies Act

研究代表者

荒谷 裕子 (ARATANI, Hiroko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号:80125492

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文): 本研究では、もっぱら会計学の分野の問題として論じられてきたIFRS導入の意義と効果について、会計学におけるこれまでの論議を整理しなおしたうえで、改めて会社法上の視点から、その問題となりそうな課題について検討を行ってきた。特に、開示規制の強化、および分配規制の実効性、有効性、法的的確性が損なわれることに伴う取締役と会計監査人等の責任の在り方と、法規制の整備の必要性について検討を行った。

なお、比較法的見地から、独自のスタンスを採用する中国、独自の基準を国内にあてはめているフランスとの比較研究を行った。

研究成果の概要(英文): In this study, for IFRS introduction of the significance and the effect that has been exclusively discussed as a problem in the field of accounting, after re-organize the discussion so far in accounting, from the point of view of the on again Companies Act, it becomes its problem We have been examined so challenges. In addition, it was carried out from the comparison a legal point of view, China to adopt its own stance, South Korea was advanced introduction, a comparative study of the French that are fitted to the country their own standards.

研究分野: 商法

キーワード: 会社法 国際会計基準

1.研究開始当初の背景

企業活動の国際化、資本市場のグローバル 化がより一層進む中で、IFRS(国際会計基準) の導入をはじめとして、市場規制を中心に国 際基準の確立に向けた動きが加速化しつつ あった。わが国も、2009年6月に企業会計審 議会において、「2013年3月期以降の IFRS の 任意適用」と、早期強制適用、単体財務諸表 への適用の当否についても引き続き検討さ れることが決定した。しかし、2011年には、 IASB と FASB がコンバージェンス作業を数か 月延期することを発表、また2011年中に IFRS の適用を決めるとしていた米国も、世界経済 の低迷を受けて国際会計基準への標準化に 慎重な姿勢を示すようになっていた。こうし た中で、わが国も、3月に未曽有の災害であ る東日本大震災が発生し、これまで採用に積 極的であった産業界・労働界からも、国際会 計基準の導入に慎重を期すべきであるとの 要望書が提出されるに至った。このように、 国内外で、様々な状況の変化が生じてきてい ることを踏まえて、政府は、2011年6月、こ れまで早ければ 2015 年 3 月から国際会計基 準をわが国においても強制適用する方向で 検討してきたものを、いったん白紙に戻し、 強制適用の有無、および仮に強制適用する場 合でも、その決定から5年ないし7年といっ た十分な準備期間を設定する旨を決定し、同 年8月に再開された企業会計審議会において も、そうした決定に基づいて議論がなされる ことになった。

このように、国際会計基準をわが国に強制 適用するか否か、その方向性が定まらない状 況にあったが、研究当初、国際会計基準の導 入はわが国の経済等に及ぼす影響が大きい だけに、強制適用の是非、単体への適用の当 否等については、実務界でも、大きな関心の 的となっていた。

しかし、この問題は、会計学の領域では、 大きな課題とされて活発な議論がなされて いたが、その及ぼす影響が法律的にも一具体的には、会社法上非常に大きな影響を与えかねないにもかかわらず、法律的な視点からこの問題が取り上げられ議論されることはほとんどなかった。そこで、国際会計基準の導入の意義および効果について、法律的な視点から、研究を行うこととしたものである。

2.研究の目的

企業活動の国際化、資本市場のグローバル 化が加速度的に進む中で、国際会計基準の導 入は、その範囲等は別として、わが国でも、 もはや避けて通れぬ状況であることは否定 できない。しかし、国際会計基準の導入に関 する議論は、会社法、税法への影響が大きい にも関わらず、わが国では、これまで、もっ ぱら会計学の領域で、その影響や意義・効果 等が論じられており、わが国における国際会 計基準の導入の意義および効果、課題につい て、会社法的な視点からの研究はほとんど行 われてこなかった。そこで、本研究では、国 際会計基準の導入の意義および効果・課題に ついて、会社法的視点から、特に、開示規制 の在り方、企業会計作成者としての経営者の 責任という視点から、研究を行い、国際会計 基準が導入された場合における解釈論の指 針となる提言を行うことを目的として研究 を行った。

3.研究の方法

(1)国際会計基準 (IFRS) 導入の意義と効果 について、商法・会社法的視点から見直すー 特に、国際会計基準と現行の会計基準との相 違、およびその導入に伴って会社法上問題と なりうる論点を洗い出し、個別具体的に検討 を加える。

(2)比較法的研究として、国際会計基準の適用の先進国でありながら、フランス国内基準をも並行して維持適用しているフランス、および世界経済に大きな影響を及ぼしている中国における IFRS の適用対象、および各国

のアプローチ方法、導入に至るまでの経緯等 について調査・研究を行う。

(3)以上の研究・検証を踏まえて、今後、国際会計基準がわが国で適用された場合に生じるであろう会社法上の課題と解決方法、将来的な会社法制の整備の方向性を模索した。

4.研究成果

(1)現在、わが国では、会計基準は、従来の 日本基準に加えて、アメリカ基準、国際会計 基準、さらには、新たに日本型国際基準が加 わり、現在4つの会計基準が存在する。その ため、会社法・商法が適用される会計基準は、 そもそも何であるのかが問題となる。ちなみ に、近年、海外で M&A を積極的に行っている 会社を中心に国際会計基準を採用している 会社は 140 社を超え、年々増加傾向にある。 しかし、わが国では、任意適用の要件を緩和 するとともに、単体開示の簡素化を図ること とし、任意適用企業を増やすとともに、当面 の間、強制適用を行わない方向性が打ち出さ れている。したがって、会社の規模を問わず 適用される会社法においては、研究当初予想 していたような影響は当面回避されたとい えよう。その意味では、国際会計基準の適用 にかかわる会社法の改正は、その是非は別と して、直近の課題ではなくなったともいえる。

しかしながら、仮に国際会計基準が適用 れた場合には、資本制度と組み合わされた貸 借対照表上の数値に基づく分配規制の実効 性・有効性・法的的確性が損なわれる恐れが あることから、会社法上の情報開示規制の強 化、および取締役の責任の在り方、これを監 査する専門家による監査システムの強化と 責任の在り方等について、新たな会社法の規 定を設ける必要があるのではなかろうか。

また、4つの会計基準は、会社の選択に基本的には任されているが、会社法上の会計は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされており、どのようなものがこれに該当するかは必ずしも明確で

はない。この点について論じた文献はそれほど多くはないが、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何を意味するのかという従来からの議論においては、企業会計の「慣行」という場合、1回も実施されたことがない会計処理方法は含まないとする考え方(従来の多数説)と、近く実施されることが確実な会計基準は、それが公正なものでものであると認められる限り、これに該当するという考え方(近時の有力説)に学説は分かれている。

現在のように、4つの基準が併存している 状況を考えると、後者の見解が妥当であろう。 (2)EU は、2005年から、域内上場企業の連結 財務諸表に対して、国際会計基準の適用を義 務づけているが、アジアでも、近年、世界経 済に影響力を持つ中国、インド、および韓国 で、相ついて国際会計基準の適用に踏み切っ た。本研究では、中国へのヒヤリング調査を 実施したが、その概要は、下記のとおりであ る。

中国では、2005年11月8日に、中国会計 準則委員会(China Accounting Standards Committee, CASC)が、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Board, IASB)と共同で、中国の企業会計準則(以下 「中国新企業会計準則」という)と国際会計 基準とはコンバージェンスを実現したこと を明らかにしたという共同声明を発表した が、このコンバージェンスは、会計原則およ び実質的な内容において一致したというこ とを意味するものであって、中国新企業会計 準則は国際会計基準を直接アドプションし たものではなく、またその翻訳版でもない。

中国新企業会計準則と国際会計基準とは 異なる点がいくつかある。すなわち、選択可 能な会計処理手法について、中国新企業会計 準則は国際会計基準と異なる規定を設けて いること、国際会計基準に定めていない一部 の事項について、中国新企業会計準則は中国 特有の事情を考慮したうえで明文により定 めていること、国際会計基準において明文に より定めているものの、中国の企業実務にお いては必ずしも一般的でないとされた一部 の事項については、中国新企業会計準則は特 に規定を設けていないことなどである。国際 会計基準はヨーロッパおよび米国の会計基 準の考え方を受け継いだものであるが、中国 には中国特有の事情があるため、それを完全 に採用することはできない。中国は国際会計 基準の制定に積極的に参加し、高品質なグロ ーバル基準の制定に貢献しようとすると同 時に、国際会計基準委員会との双方向の意見 発信を通して、国際会計基準へのコンバージ ェンスを持続的に実現していくという姿勢 を見せている。

以上のことから、中国新企業会計準則において認められている会計処理の手法は国際会計基準において選択可となる複数の手法のうちの1つにすぎないということがわかった。もっとも、欧州委員会(EC)は中国新企業会計準則のコンバージェンスおよび実施状況を調査したうえで、2008年12月に中国新企業会計準則がEUにおい採用されている国際会計基準と同等性を有する(Equivalence)と公表している。

このように見てくると、わが国でも、独自の国内事情を勘案して、積極的に IASB において発言をしていくとともに、単体財務諸表については、国際会計基準の適用を強制するのではなく、むしろ中小規模会社が多い実情を勘案すると、従来通り、いわゆる日本基準を維持・適用していくことが望ましいのではないかと思われる。

なお、会社法への影響については、中国では、国際会計基準が直接に適用されているわけではないため、現段階においては会社法への影響がないと考えられるが、中国新企業会計準則は従来の旧企業会計基準と異なり、親会社の収益は子会社からの剰余金配当を受

けた後に確定されると定めているため、それは親会社に自らに対する配当を増やすことを子会社に強いるインセンティブを与えるおそれがあると考えられる。また、新企業会計準則は会計原則を重視しているため、取締役会に広範な裁量権を認めると同時に、取締役会により重い責任を負わせることにもなるのではないかと思われるとのことであった。

また、わが国で問題となる税法への影響についてであるが、国際会計基準と税法との関係については、両者は緊密な関係を有するものの、異なる目的と機能を有するものであると思われる。例えば、国際会計基準における会計処理の手法は税法のそれと異なる。国際会計基準では幾つかの手法が選択可能であるとなっているかもしれないが、税法ではそのように定めると、脱税目的で濫用される危険がある。国際会計基準をグローバル基準とすることができるとしても、グローバルな税法を統一制定することが困難であるとのことであった。

なお、国としては税収のほかに、企業の国際競争力をも考慮する必要があるが、企業 (特に上場企業)としては、2種類の異なる財務諸表を作成するには多大なコストがかかることになるので、ルールを変えることには慎重であるべきであるとの指摘もヒヤリング調査では多かった。

会社法上の問題として指摘されている懸念は、わが国でも問題となりうるものであり、本研究のスタートもそこにあることから、比較法的にも得られた成果は大きいといえる。(3)国際会計基準が、すぐに会社法改正に結びつくか現状では疑問であるが、少なくとも、国際会計基準を採用している会社においては、親会社の収益は子会社からの剰余金配当を受けた後に確定されるうるため、中国でも指摘されていたように、親会社に自らに対する配当を増やすことを子会社に強いるイン

センティブを与えるおそれがあると考えら れる。また、国際会計基準は、取締役会に広 範な裁量権を認める余地もあり、そのことに よって取締役等経営者の権限が強化・濫用の リスクが高まる半面、取締役およびこれを監 督する監査役・会計監査人により重い責任を 負わせることにもなろう。そうした点を踏ま えて、今後、法整備の在り方については、検 討する必要があるものと思われる。なお、会 計基準が併存することにより、国際会計基準 を採用しているような大規模会社や会計監 査人設置会社と、それ以外の会社で、分配規 制が異なることになるという問題が明らか になった。この点をどのように解決していく かが今後の課題であるが、少なくとも、開示 規制の強化が必要不可欠となろう。なお、根 底には、現在の会社法が、大規模会社から小 規模会社まで、あるいは公開会社から非公開 会社まで一つの法律で規整しようとしてい るところに問題があるともいえる。この点も、 今後の課題である。

参考・引用文献

- ・尾崎安央「431 条」江頭憲治郎 = 弥永真編・ 会社法コンメンタール(10)313 頁 (2011 年、 商事法務)
- ・岸田雅雄「公正な会計慣行」岩原紳作 = 小 松岳志(編)会社法施行5年 理論と実務 の現状と課題 (2011年、有斐閣)
- ・弥永真生「会計基準と法」(2013年、中央 経済社)
- ・弥永真生「国際会計基準に関する会社法上 の論点についての調査報告書」(2012、 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0 0119.html)
- 5 . 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

<u> 荒谷 裕子</u>「会社法の視点から見た国際会計基準の導入の意義と課題」(法学志林

114 巻 4 号、査読有、2017 年 3 月掲載予定、 頁未定)

6.研究組織

(1)研究代表者

荒谷 裕子 (ARATANI, Hiroko) 法政大学・法学部・教授

研究者番号:80125492

(4)研究協力者

顧 丹丹 (KO, Tantan)